

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷三十五第

月八年六十和昭

論叢

勢力經濟學序説……………文學博士 高田保馬

先秦經濟思想史序説……………經濟學士 穗積文雄

支那銀行の畸形的推移……………經濟學士 徳永清行

研究

ナチス労働保護政策の原理……………經濟學士 中川與之助

ベンチュラム景氣理論に於ける貯蓄と投資……………經濟學士 一谷藤一郎

價格安定政策の資本形成效果……………經濟學士 青山秀夫

獨逸の廣域經濟論……………經濟學士 松井清

說苑

北支の物價高に就いて……………經濟學士 穗積文雄

附錄

彙報

外國雜誌論題

研 究

ナチス労働保護政策の原理

中川與之助

ナチスの労働保護政策は前時代のそれを根本的に革むるに至つた。吾人は先づ前時代の労働保護政策の原理より説いてナチスのそれに及ぼうと考へる。

一 社會民主主義時代の労働保護政策の原理

社會民主主義時代の労働保護政策を明にせんとせば、社會民主主義時代の社會觀・經濟觀及びそれらの上に立つ政策を明にしなければならぬ。さて社會民主主義の根本思想はマルキシズムである。従つてマルクスの餘剩價值説や唯物史觀がその理論の基礎をなしてゐた。今マルクスの學説を茲に詳説するの必要はないが、それを奉じた社會民主主義は、資本家社會に於ては、資本家階級が労働者階級を搾取してゐるとなし、労働階級を解放せんにはマルクスの教へし如く階級闘争によりて資本家階級を滅すの外なしとなしてゐたのである。併し社會民主主義は無産労働者によるかゝる社會變革を急激なる革命の力に訴へずして、民主主義的な政治闘争によりて、即ち議會制度を通じて漸進的に之をなさんとした。社會民主主義は社會主義を民主主義によりて實現せんと考へたので

ある。併しそこに理論的にも政策的にも不統一と混亂があつたといはねばならぬ。蓋し民主主義を是認するといふことは、其の原理の社會的支盤となつてゐる自由主義・個人主義を是認することではなかねばならぬ。所が社會民主主義はマルキシズムの理論によりて自由主義の社會即ち資本家的社會を否定克服せんとするものである。一方に於て之を是認し他方に於て之を否定せんとすることは理論上矛盾であり政策の破綻とならざるをえないからであつた。況んやその根本理論たるマルキシズムに幾多の矛盾や誤謬が内在するに至つては愈々思想界の混亂を大ならしめざるをえなかつた。乍併、兎に角、社會民主主義は世界大戰に敗れし後の獨逸の政權を獲得して、かゝる矛盾せる政策を前後十五六年間にも互りて實行したのであつた。それは獨逸の復興は愚か益々それを没落せしむるに至つたことは當然であつたといはねばならぬ。

さて吾人は當面の課題として、かやうな社會民主主義時代の勞働保護政策に及ばねばならぬが、勞働保護政策も亦かゝる階級的立場詳言すれば、資本家階級に隸屬し搾取されてゐる無産勞働者階級の階級的利益の爲になされたといふことを認識しなければならぬ。しかも總ての政策が階級闘争の爲めに行はれてゐた當時に於ては、勞働保護は單なる經濟問題に非ずして、資本家階級に對する社會的・政治的・經濟的・文化的な闘争として要求せられたのであつた。吾人はかゝる階級政策としての勞働保護政策の特質を以下に分説しやうと思ふ。

(イ) 社會民主主義時代の觀念によれば、勞働者は無産者(Beatlose)であり、資本家に隸屬する非獨立的な賃銀勞働者(John-Albeiter)であり、それは又賃銀奴隸(John-Sklaven)であり、プロレタリアア(Proletariat)であつた。而して勞働保護はかやうな「經濟的弱者」(wirtschafliche Schwache)の保護と考へられた。しかもかゝる保護の根據としては、或は自由主義的イデオロギーの下に、それが人道的な同情であり哀憐であり救済であるといふが如き觀念

も行はれたが、思想の主流としては、マルキシズムの階級闘争論によりて、資本家的特權を剥奪せん爲に労働者をも彼等と同等の物質的條件にまで引き上げる爲であるとせられた。社會民主主義は資本主義を論難攻撃し乍らプロレタリア解放の規準を資本家的文化の均等なる享有に置いたといふことは明に大なる誤謬であつた。しかも拘らず社會民主主義時代の労働保護政策は資本家的な生活を規準とせられたのであつた。(ロ)マルクスの階級闘争論によれば階級闘争によりて階級の對立を止揚克服しなければならぬが、それはマルキシズムによれば無産者階級によりて政權が獨裁せられる秋である。されば苟くも資本家階級の存在する限り労働者階級の眞に解放さるゝことはいないのである。かやうな立場に於てかの労働保護の如きもそれは資本家階級に對する當然の要求として或は權利としてなされ、且つ資本家階級の存する限りその權利その要求に際限がなくなつてくる。労働の保護は國家的國民的立場からなされるに非ずしてかくの如く階級闘争を通じてなされる結果はそれは全く階級的勢力殊に議會に於ける政治闘争によりて左右されることとなつた。即ち資本家階級の勢力が大なる場合には労働保護は抑へられ、労働者階級の勢力大となればそれは伸張する。労働保護は階級闘争の爲めであり、階級勢力の反映であつた。(ハ)マルクスの唯物主義は物質に究極的・決定的價値を認め、物質的なものに人間の幸福と不幸とが規定せられるとなした。従つて労働保護に就ても賃銀を始め住宅・衣服・食物等専ら物質的な要求となつていつた。労働を隷屬であり屈從であり、不名譽であると教へつゝも、労働者の物質的條件を改善するによりて、彼等の幸福を増進しうべしとなしたことは、唯物主義からはさもあるべきことであるが、この事が労働者の物質的慾望を際限なくならしめ、その際限なき物質的慾望を充しえざる精神的不満が、前述の如き労働觀と相俟ちて、一層労働者を苦しめてゆくことを知らなかつたのである。(ニ)社會民主主義的經濟政策や社會政策は實際的には分

配問題が中心となつていつた。蓋し社會民主主義はマルキシズムを奉じて究極に於ては階級對立を克服せんとするものであるが、革命を避けて漸進的な改良政策をとつたが故に生産組織の根本的改變は行はれえず、専らその分配を勞働者側に有利ならしむる分配政策 (Verteilungspolitik) を中心とせざるをえなくなつた。併し自由主義的生産機構を保持しつゝ、分配を社會主義的ならしめんとすることは自由主義的生産機構を破壊せずにはゐられない。勞働保護政策も分配本位となり勞働保護政策が發展すればする程益々生産政策との矛盾を大ならしむるの結果となつた。生産政策との均衡を忘れた分配中心の勞働保護政策は本質的に破綻すべき運命をもつてゐた。(ホ)社會民主主義のとれる民主主義も社會主義もその根本は個人主義的であり「人間の權利」(Menschentum) とか「個人の權利」とかいふ觀念がその基調をなし、人間一般或は階級一般が常に考へられてゐる。従つて勞働の保護も人間としての勞働者の保護であり階級としての勞働者の保護であり、特に獨逸勞働者又は獨逸無産者階級の解放のみを問題としてゐたのではない。従つて社會民主主義時代の勞働運動も勞働組合も何れも國際的な性格と連繫をもつてゐた。加之、國內に於ても當時の勞働保護政策はあらゆる勞働者に亙りての均一的・劃一的なることの要求の上にたてられ産業的・地方的の事情や個人的能力の差などが多くの場合に無視せらるゝに至つてゐた。國際的にも國內的にも劃一的であつたといふことに前時代の勞働保護政策の特質があつた。

社會民主主義の下に於けるかくの如き勞働保護政策は現實的には如何なる結果をうんだであらうか、(イ)階級闘争によりて勞働の行はるゝ各經營は闘争の爲めの細胞の如くに化し、殊にその闘争は勞働保護の問題を中心として行はれていつた。勞働保護問題は勞働を保護するによりての「社會の平和」や「勞働の平和」とならずして、却つてそれを破壊する種子となつていつたことは勿論經營にとりての致命的打撃であつた。出来るだけ勞働を回避

して出来るだけ多くの「收奪」せんとする労働階級に對して資本家階級も之を防ぐに堅壘を以てするに至り、殊にかれらがかゝる「悪化」した労働者を忌避して、機械を以て之に替へんとするの政策をとるに至りて多くの失業を生じ、それが又獨逸の社會鬭争を一層激化することとなつた。(エ)既に述べし如くマルキシズムの唯物主義に因はれし當時の労働保護政策は専ら労働者の物質的條件の改善を目指した結果は、賃銀の引上、社會保險に於ける労働者側の掛金の引下、資本家側の負擔の引上によりて保險金の引上、社會事業の範圍の擴大とその物質的救済條件の改善等の要求となりて、企業に於ける社會的負擔(Soziale Belastung)及び國家財政に於ける所謂社會費(Sozialaufwand)を年々膨脹せしむるのみとなつた²⁾。階級鬭争によりて一方には生産を萎靡破壊し乍ら他方に於て益々多くを分配し消費せんとすることは到底不可能であり、その結果は企業と共に國家財政を破壊するに至り、國家財政の破壊は政治の無能化・無力化となり労働保護政策も亦行詰りとならざるをえなかつた。(ハ)マルキシズムは労働階級の人格の自由と獨立とを獲得せんが爲に資本家階級の束縛や隸屬から解放されねばならぬとなしてその方法としてかゝる資本家階級にプロレタリア階級として鬭争することを教へた。併し之は不正に對するに不正を以てし惡に報ゆるに惡を以てせんとするものにして他方の不正や惡を止揚しうる所以ではなかつた。労働階級が自己を解放せんとするならば國民共同體に於ける眞のあるべき自己の本質を認識してそれを具現するの努力をなさなければならなかつた。一方が資本家化してゐるが故に己も亦プロレタリア化したといふことは自己輕蔑であり冒瀆であり自己の本質の没却であつてかゝる階級主義的な鬭争に何ら倫理的根據をみつけないのであり、それは際限なき階級的利己主義の私鬭にすぎなくならざるをえなかつた。労働者が精神的にプロレタリア化したる結果は、労働は嫌忌せられ責任の觀念は消失し自力更生の努力は跡を絶つて國民的生産力は只管減

2) Der Wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik S. 55-78. 拙著、ナチス社會政策の研究 p. 19-60 参照。

退するの外なくなつた。(三)前述せる如く社會民主主義時代には人道主義・個人主義の思想から勞働保護の條件も劃一化していつた。而してかゝる勞働保護の劃一的要求は産業上の特殊事情——資本の大小・生産の規模・生産物の如何等——を無視することとなりしのみならず、又勞働者に於ける有能・無能の差を無視して例之賃銀の如きも均一化(Uniformity)するに至つた。社會民主主義は之によりて無産勞働者を甲乙の別なく解放しようと思つたであらうが、事實はそれに反して、ある産業に對しては耐へえられざる負擔となり、爲に資本家の企業心を萎靡せしめ、又、有能なる勞働者の努力を喪失せしむるに至り、これらが相俟ちて生産不振・經濟不況を促進し遂には勞働者の解雇・賃銀その他勞働條件の低下とならざるをえなくなつた。

吾人は社會民主主義時代の勞働保護政策の特質を述べ、進んでかゝる勞働保護政策が如何なる結果を生んだかを述べた。之を要する社會民主主義時代の勞働政策は階級的立場より。即ち無産勞働者の利益——それは専ら經濟的・物質的利益の——爲に行はれたのであり、純粹な經濟的立場よりなされるに非ずして社會的・政治的闘争の爲であり、且つそれは生産政策を無視した分配政策であり、しかもそれはあらゆる勞働者に對する劃一的要求となつていつた。而してかゝる勞働保護政策は階級闘争の一手段として行はれる以上、毫も産業や勞働の平和を齎らさずして各經營を階級闘争の細胞と化せしめた。更に又、勞働保護が物質的な分配への要求となつてゐたが故にそれは産業上及び國家財政上の際限なき膨張となつていつた。加之、勞働者を産業人としてよりも寧ろ階級人としてみる結果は勞働保護條件をあらゆる勞働者に對して均一化せしめんとし、産業の事情を無視したが故に産業の破壊を促進せざるをえなかつた。思ふに、かゝる階級闘争を生み出したことは、根本的には經濟が人間の爲めに非ずして「資本の爲め」であり、國民の爲にあらずして「資本家の爲め」であり、勞働が「死せる商品」

(Vote Ward)として又「労働手段の奴隸機械の部」として取扱はれるにすぎなかつたからである。さればかくの如き誤れる労働保護政策やその結果から免れんとすれば先づ經濟の基本觀念及び組織を革めねばならぬ。この事は容易なことではないが、獨逸國民經濟の没落と共に益々滅亡の淵を迫るの外なくなつた獨逸の國民的生命の大なる反撥によりて勇敢にも着手せらるゝに至つた。言ふまでもなくそれはナチス革命である。これより吾人はナチスの經濟觀より始めて労働保護政策の理論に及びたいと考へる。

二 ナチスの労働保護政策の原理

ナチスの労働保護政策を明にせんにはナチスの労働觀を明にすべく、ナチスの労働觀を明にするにはナチスの經濟觀を述べなければならぬ。併しナチスの經濟觀や労働觀に就ては既に吾人が之を詳述に述べたることあるが故に、茲には簡單にその要點のみを繰り返すことに止めやう。ナチスによれば經濟は民族の爲め國民の國家の爲めに奉仕するのであつて、「資本家の爲め」でもなければプロレタリアの爲めでもない。従つてそれは國民生活の需要充足の爲めであつて決して資本とか物とか利潤とかの爲に存するのではない。かやうな經濟觀に立つナチスは又それに即應して舊時代の労働觀を一變するに至つた。ナチスによれば經濟の根本をなすものは労働であつて經濟とは「労働の組織」であるといつても差支ないといふのであるが、既に經濟は民族や國家の爲に奉仕すべきものであるとすれば、その經濟の根本をなす労働も亦民族や國家に奉仕する爲になさるべきものであることは言ふまでもない。然も又ナチスによれば、抑も労働力(Arbeitskraft)は決して個人の力にて創り出せるものに非ずして民族的血統と文化との生み出せるものなるが故に、之を單純なる私有財産の如く見做してその使用・收益・處分

3) 拙稿、ナチス社會主義に於ける労働觀、及前掲拙著 p. 219 参照。

は個人の自由たるべしとなすが如き自由主義・個人主義の考は根本的誤謬にして、それは飽迄も民族・國家の利益の爲に最も合理的に使用さるべきものなりとされる。經濟に於て勞働を如何に重要視してゐるか、ナチスが「人間は思惟する以前に呼吸する、それと同様に人間は經濟を行ふ前に勞働する」とか、更にナチス社會主義に於て勞働の重要さを説くは寧ろ愚にして、それは勞働そのもの、共同體又は給付共同體を建設せんとするものであるといふに照しても明であらう。勿論進歩せる今日の時代に於て資本の經濟にとりて重要なるは言ふまでもなくナチスは經濟は財産造成(Vermögensbildung)を目的とするともなすのであるが、資本も勞働によりて造成せらるゝものに外ならないのである。洵に勞働は共同體的人格の自然的な發露であり道德上の義務であり且又權利でもある。勞働なき生を考へえられぬ。總ての勞働は生であり生は勞働である(Lebe Arbeit ist Leben, und Leben ist Arbeit)⁴⁾この勞働によりてのみ民族は勃興しうる。されば勞働は名譽であり光榮であり高貴であり従つて又それは歡喜であり祝福であらねばならぬ。ナチスの經濟觀も勞働觀も右の如く變化した。吾人は更に進んでその勞働保護の原理を考究したいと考へる。

(イ)ナチスの勞働保護政策は民族的・國家的立場より行はる。民族共同體內には利己的な資本家も勞働者もありうべきでない。従つて階級對立や鬭争が解消してしまふべきであり、勞働保護政策は最早前時代の如く階級政策ではなくなる。詳言すればそれは資本家階級に對する勞働者階級の保護の爲ではない。各個國民の勞働を「國民勞働」(nationale Arbeit)と觀じ、之を如何に民族的・國家的見地から育成し利用し維持し發展せしむるかを勞働保護政策の眼目となすのである。國民社會主義によりて始めて勞働は民族のものとして保護せらるゝに至り、茲に「勞働の平和」と「社會の平和」が將來さることゝなつた。(ロ)ナチス勞働保護政策は新しき勞働精神

4) F. Clar, Der ständische Universalismus und die soziale Frage S.

5) F. Horsten, Die nationalsozialistische Leistungsauslese. S. 20.

の涵養に主を置く。何故に勞働精神を重んずるかといふに、國民に新に扶植しつゝある共同體的勞働觀の如何が直接に國民的勞働の業績を決定するのみならず、又實にそれは果して階級對立や鬭争を克服して眞の共同體を建設しうるや否やを決する鍵であるからである。國民が民族的世界觀を理解體得して勞働を以て民族に奉仕することに無上の名譽と矜持と歡喜と感じ一切の利己的階級的なものをすて去るならばナチスの經濟のみならず國家の勃興するは火を燎るより明かであらう。ナチスは國民社會主義の下では勞働の業績よりも寧ろその精神的態度をより重視するといふはこれによる。勞働精神の重要性をかくの如く認識するナチスは、従つて又勞働者の人格の保護政策を重視するに至つた。そして例之國民的勞働者としての名譽を傷け責任の遂行を妨ぐるが如き諸行爲或は又階級的な搾取や虚遇は何れも勞働者の人格を害ふものとして國家的に保護せられることとなつた。⁶⁾ 勞働の精神に就て更に附言すべきことは、かゝる勞働精神の尊重は言ふ迄もなく勞働の階級性や隸屬性を拂拭したるのみならず、又、勞働を資本の隸屬や支配から解放するものである。舊時代には資本と勞働とを對立せしめて、其の何れに重きを置くべきかを論ぜられたが、ナチスによれば經濟は民族即ち人間の爲めのものであつて、資本や物の爲めではないのである。従つて資本や物は勞働に支配せらるべきことは當然にして資本か勞働かを對立的に取扱ふべきに非ずとなす。⁷⁾ 従つて新しき勞働の保護政策は資本に對立する勞働の保護ではなく又況んや資本の爲の勞働の保護に非ずして却つて資本をそれに隸屬せしむる勞働の保護なのである。(ハ)ナチスの勞働保護は勿論勞働の成果を大ならしめんことを目的としてゐる。このことは又ナチスの勞働保護は生産政策と聯繫の下になされてゐることを意味する。ナチスが内にありては國民的生活標準の向上を、そして外に對しては他民族との鬭争を日指してゐる以上、生産力が如何程發展しても發展し過ぎたといふことはないのである。かくの如き創造主義・

6) 前掲拙著、p. 232、名譽裁判所の項參照。

7) Brucker, Meystre, Sozialpolitik im Neuen Reich. S. 3.

生産主義の政策は勞働の成果を重大視するはいふまでもない。勞働の成果を大ならしめんためには前述の如く、勞働者の旺盛なる勞働精神の涵養の大切なるはいふまでもないが、ナチスは又勞働の社會的組織に考慮を拂ひ、あらゆる人の能力を最大限に發達せしめ且つ之を適材適所の原理によりて一大勞働體系に編入せんとしつゝあるのである。茲に於てかナチスの勞働保護は單なる消極的受動的なるものに止らずして、進んで職業教育職業指導勞働の訓練を擴大し、又かの龐大なる國家的な勞働配置制度を實施するに至つたのである。ナチスの勞働保護政策が國民本位の生産政策の上に建てられてゐるといふことは、前時代のそれが生産よりも否寧ろ生産を無視して分配の均一化を目指した階級的分配政策であつたのに比較すれば大なる轉換であらねばならぬ。(ニ)ナチスの勞働保護政策は形式的・劃一的なることを排してゐる。イ、前時代に於ては階級主義・個人主義の立場から勞働條件は原則として總ての勞働者に對して均等たるべしとせられ、例之賃率契約 (Lohnvertrag) によりて賃銀の平均化が行はれたてゐたのであるが、ナチスは個人の能力や勞働の業績を尊重する立場からかゝる劃一主義を排して賃銀に於ても業績賃銀 (Akkordlohn) を與へ且つ精神的にも優秀者を優遇し産業上の能率を高むると共に勞働者に社會的向上の道を拓いた。ロ、勞働保護の諸條件は産業によりても異なるべしの原則が樹てられた。前時代には階級政策の立場から只管無産勞働者のみをみて産業をみず、爲にあらゆる産業に一樣の勞働保護の條件を強要した。併しそれはある種の産業にとりては非常に大なる負擔となりしのみならず又不合理でもあつた。かゝる負擔や不合理が前時代の産業の衰頹を促進せしめたことに鑑みてナチスは之を排し、所謂身分的社會秩序 (Ständische Sozialordnung) の思想によりて當該産業に必要な勞働保護を與ふべきこととなした。最後にかゝる劃一性・形式性の打破は、ハ、勞働者の勞働條件に於て男女の性別を尊重することとなつた。前時代に於ては女性は男性から解放

されんとして男性との同等の権利を要求してやまなかつた。その結果女性の勞働條件は男性のそれに近附くことが理想なるが如くに考へられてゐた。ナチスは兩性の人性に於ける使命と價値は各々別なりとなし、女性が男性の権利を望むは男性が女性の権利を望むと同様に誤謬なりとなし、女性を、かゝる誤れる女性解放論から解放せざるべからずとなす。かくして勞働條件に於ても特に女性の性的特性を尊重すべしとなされてゐる。最後に吾人の附加すべきことは、ニ、勞働保護政策に於ける國際主義の打破といふことである。前時代の勞働保護政策はマルキシズムの理論によりて、獨り獨逸國の勞働者のみならず萬國のプロレタリアの解放を目指してゐた。かくて勞働者の解放運動が外國のそれと常に聯絡をもち續けた如く、勞働保護政策も亦常に外國のそれと聯絡をもちて國際的な規準を目指して進められてゐた。かゝる國際主義は勞働階級にとりては一つの願望であつても、それは各國の産業のみならず勞働者の特質を無視するものであつた。従つてかゝる勞働條件の要求は自國の産業を阻害することとなり結局は又勞働者を不利に陥れることとなり勞働保護の精神と矛盾した結果となる。ナチスは民族主義の立場から階級主義・國際主義を斷乎として一掃し、獨逸勞働者の向上は獨逸民族の勃興によりてのみ可能なりとなし、勞働保護政策も亦民族主義の立場から獨逸の産業に従事する獨逸の勞働者の保護ならざるべからずとなすに至つた。以上述べ來つた勞働保護に於ける形式性・劃一性の打破はその根本に於て生産政策の要求と堅く結ばれてゐることは言ふまでもない。(ホ)次に吾人は勞働保護政策の基本原則とし自治(Autonomie)原則又は自己責任の原則を擧げねばならぬ。勞働保護は各勞働者自身の責任であり、各經營の責任であり、且又各産業の責任であるといふのがナチスの建前である。之亦前時代に比すれば大なる轉換といはねばならぬ。前時代はマルキシズムの理論により、勞働保護は勞働を搾取しつゝある資本家の責任であり又資本家的國家の責任なりとせられ

9) 拙著、ナチス社會建設の原理の中、ナチス獨逸の女性問題參照。
 10) ワイマル憲法第六十條——國ハ世界ノ全勞働階級ヲシテ最少限度ノ一般社會的權利ヲ得ルコトヲ定ム

之を資本家又は國家に對して要求するは勞働者にとりては當然の權利なりとせられた。かゝる勞働者階級の鬭争に對しては資本家階級は又之を回避する策を講じ或は又之を國家に轉嫁するに至つた。産業の當事者がかくの如く相互に責任を轉嫁するに至りては産業の解體はやむを得ず、且つ又國家行政の不當の膨脹及び財政の破綻とならざるをえぬ。ナチスは之に顧みて、民族共同體に於ては「一人は萬人の爲に、そして萬人は一人の爲に」といふ犠牲心・責任心がなければ成立するものに非ずとなし、産業社會に於ても、各勞働者・各經營・各産業各々全體の責任を負擔せざるべからずとなし、勞働保護の責任も勞働者は勿論各經營も各産業も之を負ふべしとなされるに至つた。即ちナチスによれば勞働力は單なる私有物に非ずして國民的「繼承財産」(erblicher Reichtum)であり「民族的富」であり「資本」(Kapital)である。之を愛護するは先づ勞働者自らの責任であり、譬へば自己の不注意によりて妄りに勞働力を毀損する如きは國家的・民族的利益の喪失としての責任を負はねばならぬとせられる。又かの各經營が勞働の保護に當るべきことはいふまでもない。ナチス國家に於ては經營は資本家的な營利の業に非ずして民族・國家の目的に奉仕すべきものである。かゝる民族・國家への奉仕を大ならしむる爲には、經營が眞に平等なる「勞働共同體」(Arbeitsgemeinschaft)又は「給付共同體」(Leistungsgemeinschaft)に組織せられて經營に従事する人々がその勞働力を充分に發揮することを要件となすことはいふまでもなからう。ナチスの制度では「國民勞働秩序法」にみる如く經營の指導者にその配下の勞働力の保護に大なる責任を課してゐるのである。次にナチスに於ては、かゝる勞働保護は右の如き各個經營から成立する各産業の責任なりとせられる。即ち例之、農業はライヒ食糧職分團(Reichsnährstand)によりて工業は工業の各ライヒ經營共同體(Reichsbetriebsgemeinschaft)によりて自治的に各々の勞働問題を解決すべきことを原則としてゐる。吾人は勞働保護上の自治原則を述べたが、勿論國家は自治

に委して一切を放任してゐるわけではなく、國家政治上の最高指導原理に基いて勞働行政に就ても大綱は之を決定してゐるが、その實際上の運用は各經營や産業に委せるもの極めて多いのである。この自治に就ては經濟會議所(Wirtschaftskammer)わけでも勞働戦線(Arbeitsfront)の活動は最も目覺しきものがある。

以上吾人はナチスの勞働保護政策の基礎となつてゐる諸原理を検討した。今之を顧みて要約すれば、それは(イ)民族主義・國家主義・全體主義的であり(ロ)勞働精神従つて又勞働者の人格の尊重であり(ハ)勞働の成果業蹟の引上を目的とし(ニ)各經營や産業の特性に即應すべきものであり(ホ)自治的・自己責任的ならざるべからず等の諸原理となる。之を消極的にいへば、それは(イ)階級主義・個人主義なるべからず(ロ)非人格的・唯物的なるべからず(ハ)生産を無視したる分配本位のものたるべからず(ニ)個人主義・國際主義に基く劃一的・形式的なるものたるべからず(ホ)階級主義的な責任の回避又は轉嫁たるべからず等の諸原則となる。かやうなナチスの勞働保護政策は勿論マルキシズムによりて指導されし階級主義的な勞働保護政策の結果に顧みること多かりしは言ふを俟たぬが、さりとてそれ故にそれを以て資本家的利益の爲の反動なりとなすは、少くとも理念の上からは誤謬であつて、ナチスは民族的・國家的の立場から新しき勞働保護の原理を樹てんとしつゝあるのである。而してナチのかゝる勞働保護政策を具體的に實現せん爲には、勿論資本家的な經濟・社會組織は根本的に革められねばならぬ。ナチスのいふ如く、資本や物を本位とした「物財の經濟」(Sachgüterökonomie)から「民族の經濟」(Völkische Wirtschaft)「人間經濟」(Menschenökonomie)に變すべく、横斷・分裂してゐた階級社會が身分的社會秩序によりて共同體的に改組されなければならぬ。「民族の經濟」や「人間經濟」に於ては勞働の商品化やかゝる勞働の賣買の爲めの自由契約や勞働市場(Arbeitsmarkt)等の觀念は解消すべく、又新しき共同的に於ては資本家とかプロレタリアと

かであるべきでなく、それらは何れも國家・民族に奉仕する國民社會主義的な企業家・勞働者に生まれ變らねばならぬ。かくして産業に従事するあらゆる人々即ちナチスの所謂「創造的獨逸人」が悉く民族的・全體的責任を感じて自他の勞働力を愛護し勞働を尊重し、その勞働力を最善に活かす努力と組織とを創り出すならば、そこに始めて潑刺たる國民的勞働又は給付の共同體が生れて國家・民族の興隆となり、従つて又創造的獨逸人への福利の増進となり、始めて勞働保護政策の目的が達せられるとなすのである。

さてナチスの勞働保護政策はかくの如き諸原理の上に立つものなるが、それが實現せらるゝ場所は具體的には勞働の行はるゝ各經營でなければならぬ。従つて經營を右の諸原理に基いて改組することが、ナチスの革新の第一歩であつた。ナチスが政權獲得後まもなく發布した國民勞働秩序法 (Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit, 20.1.1934) は即ち經營の改組を法制化した。ものであつた¹¹⁾この改組せられた經營を通して新しき勞働保護政策が行はれつゝあるが、同時に又各個經營を離れた社會的な保護政策として住宅の改善や社會保險の改組を特に重視しなければならぬ。猶、各經營を通ずる勞働保護政策上の最も大なる問題は勞働の賃銀と勞働時間の問題である。蓋しそれらは勞働者の物質的福利に従つて又勞働力の育成・涵養・維持と密接なる關係をするからである。これらに就ては吾人は更に各個別に考察することにいたしたい。(二六・七・八)

11) 拙著、ナチス社會政策の研究の中、ナチスの經營共同體の理論及構造参照。